

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する中小企業高度化資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成8年4月12日規則第35号。以下「規則」という。）第20条に基づき、県が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）に貸付ける中小企業高度化資金（以下「貸付金」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月11日法律第147号。以下「法」という。)第15条第1項第4号、中小機構の高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する準則(平成16年11月24日規程16第43号。以下「準則」という。)、高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する細則(平成16年11月24日要領16第82号。以下「細則」という。)及び高度化事業に係る都道府県からの資金の借入れに関する取扱要領(平成16年11月24日要領16第81号。以下「要領」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(貸付決定)

第2条 県は、要領第8条に基づく借入申請があったときは、その内容を審査し、貸付けが適当と認められるものについては貸付けを決定し、中小機構に対し貸付決定通知書を送付するものとする。

(貸付決定の変更)

第3条 県は、前条に規定する貸付決定通知を行った後に、貸付金の交付を行う日の15日前までに要領第10条に基づく貸付決定変更申請を受けたときは、その内容を審査し、変更が適当と認めたものについて貸付決定変更を行い、その旨を通知するものとする。

(資金交付)

第4条 県は、中小機構から要領第12条に基づく借入金交付請求書の提出を受けたときは、金銭消費貸借契約書を作成したうえ、資金の交付をするものとする。

(貸付条件の変更)

第5条 県は、要領第13条に基づき、中小機構から借入条件変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更が適当と認められるものについては、金銭消費貸借契約の内容を変更し、その旨の証書を作成するものとする。

(繰上償還)

第6条 県は、中小機構が次の各号の一に該当するときは、中小機構に対し、約定支払期日前に元金の全部又は一部の支払いを請求することができるものとする。

(1) 中小機構が約定返済元金を約定支払期日の翌日から10日（休日を除く）以内に償還しなかったとき。

(2) 中小機構が貸付金を貸付日の翌日から3日（休日を除く）以内に貸付けの目的に従って使用しないとき。

(3) 中小機構が貸付先から貸付金の全部又は一部について約定支払期日前に支払い

を受けたとき又は中小機構が貸付先に対しその支払いの請求をするとき。

(4) 中小機構がその他正当な理由がなく、金銭消費貸借契約に違反したとき。

2 県は、前項(1)(2)(4)に基づき、繰上償還を請求するときは、繰上償還請求書を送付するものとする。

3 県は、第1項(3)に基づき、約定支払期日前に支払いを受けようとするときは、中小機構から繰上償還通知の送付を受け、繰上償還請求書を送付するものとする。

(違約金)

第7条 県は、中小機構に対して、前条第1項各号に該当する繰上償還事由が生じた額につき、その理由の生じた日から支払いの日までの日数に応じ、金銭消費貸借契約に規定している割合で計算した違約金の支払いを請求することができる。

2 県は、中小機構が前条第1項各号の規定により、繰上償還請求した金額を、その支払期日までに支払わなかった場合、中小機構に対してその延滞額につき支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、金銭消費貸借契約に規定されている割合で計算した違約金の支払いを請求することができる。

3 前各項に定める年当たりの違約金の割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 違約金の総額が100円に満たないときは、違約金を徴収しないものとする。

5 県は、前4項の規定にかかわらず、中小機構が債務者、債務者の相続人、連帯保証人及びその相続人の災害、経済事情の著しい変動等その他特別の事情により違約金を徴収することが著しく困難である場合に限り、本条の適用を除外することができる。

(償還の免除)

第8条 県は、要領第18条に基づき、中小機構から当該債権並びにこれらに係る利息及び違約金の免除を求められたときは、そのつど協議するものとする。

(調査・報告)

第9条 県は、必要に応じて、中小機構に対して貸付金に関する帳簿その他の資料を閲覧に供し又は中小機構の費用負担にて謄写するよう求めるものとする。

2 県は、必要に応じて、中小機構に対して中小機構の貸付先の経営状態、保証人の資力状態、中小機構と中小機構の貸付先間の交渉その他の状況について、調査、資料の作成を求めるものとする。

3 県は、貸付先に対する債権の保全に重大な影響を及ぼすおそれが生じたときは、中小機構に直ちに報告を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。